

平成 27 年度 社会適応訓練事業運営協議会 議事録

1 開催日時 平成 28 年 3 月 25 日 (金) 10:00～11:40

2 開催場所 あいれふ 第 2 研修室

3 会議次第

1 開会

2 委員紹介

3 議事

- (1) 平成 28 年度以降の社会適応訓練事業について
- (2) 平成 27 年度社会適応訓練事業実施状況について
- (3) 現在訓練中及び利用中断ケースについての処遇検討

4 質疑応答及び意見交換

4 出席者 委員 6 名
事務局 7 名

5 報道機関取材及び傍聴者
報道機関：無 傍聴者：無

6 議事要旨

事務局 委員 事務局	(議事1 平成28年度以降の社会適応訓練事業について、説明) 県はまだ事業を続けると聞いているがどうか。 県は継続される。今回の事業終了の検討に当たって他都市の状況、予定を調査したが、県では現在20名ほどが本事業を利用中であった。福岡市内とは違い、県域では利用できる障がい福祉サービス事業所が少ない地域があり、本事業を継続される。
委員 事務局	入院中は本事業を利用できるのか。 元々は入院中も利用可として事業が始まったが、平成8年度の大都市特例の実施で県から市が事業移管を受けた後に、入院中の利用に関しては要綱から外し通院患者が対象になった。
委員 事務局	地域移行に伴い、就労が課題となるが、就労を支援するような協議会はあるか。 障がい者等地域生活支援協議会があり、その中で就労支援部会が立ち上がっている。現在、次の課題抽出に向けて体制など検討中の段階。また現在は個別ケースごとに、状況に応じて支援機関単独というよりハローワークや就労支援センター、福祉サービス事業所などと連携を取ながらケースバイケースで支援している状況。全体的な体制を見直す必要がある。
委員	就労支援部会でも、今後、福岡市でも就労ニーズが高い精神障がい、発達障がい者の就労支援を積極的にやっていく必要があるとの意見が多くあった。
委員 事務局	就労支援部会の対象は三障がいか。 三障がい対象ではあるが、今後課題になってくるのは精神障がいと発達障がい。障がいが見えにくいのと、状態に波があることで就労が困難になる。 以前部会の中で、就労の課題よりも生活の安定が先、就労に向けての準備など基礎がないと難しいとの意見があった
委員	病院との連携も大切。発達障がいを診断してくれる病院が少ない。 社会資源が増えていることは良いことだが、そこでの訓練など、就労を目指せる支援を提供している所ばかりではない。そこをどうしていくかが課題。
委員 事務局	社会資源が増えているということだが、現在の状況はどうなっているか。 平成28年2月1日現在で、就労継続A型事業所が72ヶ所、就労継続B型事業所が65ヶ所、就労移行支援事業所が85ヶ所。(3/1時点 移行84 A76 B73)
委員 事務局	A型の事業所をやりたい、と事業所側が言えばすぐに認められるのか。 始める前と実際は違うことがあるが、申請段階では事業計画などで確認するしかない。半年後に実地指導を行っており、事業所登録が取り消しになったところもある。
委員 事務局	同運営団体の過去の実績は加味されないのか。 把握が難しく、計画書で判断していくしかない。
委員	本人が良い就労経験をすると、就労への意欲がますます上がることにつながる。A型事業所が増えているが、よい経験をしてもらうためにも支援者のスキルアップが必要。 本人が事業所で辛い思いをして、何か所も事業所を変える人もいると聞く。
委員	ハローワークに来る障がい者の新規求職は昨年度末より10%以上増えている。その半

委員	<p>分が精神障がい者。働く意欲や能力があればA型事業所の受け入れは多い。平成 30 年 4 月から精神障がい者も雇用率の算定基礎に入る為、精神障がい者の雇用に力を入れないと雇用率の達成が難しくなる。</p> <p>企業側が雇いたいと思って募集しても、応募する障がい者が来ない、ということはないか。</p>
委員	<p>身体障がい者を雇いたいという希望の企業は多い。精神障がい者の受け入れとなると、体制が整っていない、と。一度、精神障がい者を雇用して問題があった企業はなかなか次の雇用が難しい。企業に専門家の配置をするなど企業側の体制づくりが必要。</p>
委員	<p>A型事業所がスキルアップできる研修会など必要では。地域活動支援センターからせっかく A型事業所につながったのに、残念ながら就労意欲を失って地域活動支援センターに戻ってくる方がいる。</p>
委員	<p>労働局でも A型事業所に対する研修会を開催している。今後は A型事業所同士がつながりを持ち、お互いに切磋琢磨できる仕組み作りが必要。</p>
委員	<p>そもそも A型事業所の目的は何か。</p>
委員	<p>就労継続支援事業所なので、ゆくゆくは一般就労へつながることが目的。 今後、事業所への指導が強化される中で A型事業所の就労支援に対する意識が高まればと思う。</p>
事務局	<p>(議事 2 平成 27 年度社会適応訓練事業実施状況について、説明) (議事 3 現在訓練中及び利用中断ケースについての処遇検討)</p>
委員	<p>(処遇検討後の意見交換) 社会適応訓練事業の中断者の残り期間の取扱いはどうなるか。</p>
事務局	<p>事業実施要項にも明確な取り決めはない。本運営協議会で協議いただきたい。 資料 1 にあるとおり、現在利用中の方が最長平成 30 年 7 月末まで利用可能な為、平成 30 年度末までは予算確保予定。</p>
委員	<p>現在中断中の方の残り期間はどのくらいか。</p>
事務局	<p>1 年半残っている。</p>
委員	<p>残り 1 年半の制度利用権利があるのなら、やはり全ての期間を使い切るまで事業を存続させるべきではないか。</p>
委員	<p>予算などとの兼ね合いもあると思うがどうか。</p>
事務局	<p>今後、利用者の状況を見ながら検討させていただきたい。</p>
委員	<p>今後必要時この運営協議会を開催し、協議していくこととする。</p>
事務局	<p>本日は多くのご意見をいただきありがとうございました。次年度は本運営協議会委員の 2 年の任期が満了となり、更新の年となります。改めてご連絡を差し上げますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 以上を持ちまして、福岡市社会適応訓練事業運営協議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>